

■ 営業本部 返金ルール

2017/12/1 営業本部

摘要	使用フォーマット	最終決裁者	合議	備考
前受金返金 (20万円未満)	返金・仮受精算申請書(支店長/課長決裁用)	支店長		※支店長代理支店の最終決裁者は支社長となり、使用フォーマットは返金・仮受精算申請書(支社長決裁用)となります。 ※5万円未満の場合は『「債権管理案件 (5万円以上の過去月売上返金)」でない場合は、』にチェックする
前受金返金 (20万円以上)	返金・仮受精算申請書(社長決裁用)	社長	本部長・支社長・統轄支店長(部長)・ 支店長(課長)・債権管理部長、財務部長(合議3) ・経理部長(合議3)	※支店長代理支店の場合、起案者(支店長代理以外)→合議1「支店長代理」
過去分返金 1件につき 5万円未満	返金・仮受精算申請書(統括部長/事業部長/支社長決裁用)	支社長	統轄支店長(部長)・支店長(課長)	※過去分とは別に先受け分の返金がある場合は、合算しての金額となります。 ※『「債権管理案件 (5万円以上の過去月売上返金)」でない場合は、』にチェックする ※支店長代理支店の場合、起案者(支店長代理以外)→合議1「支店長代理」
上記以外で 過去分返金 1件につき 10万円未満	返金・仮受精算申請書(統括部長/事業部長/支社長決裁用)	支社長	統轄支店長(部長)・支店長(課長)・債権管理部長	※過去分とは別に先受け分の返金がある場合は、合算しての金額となります。 ※支店長代理支店の場合、起案者(支店長代理以外)→合議1「支店長代理」
上記以外で 過去分返金 1件につき 20万円未満	返金・仮受精算申請書(統括部長/事業部長/支社長決裁用)	支社長	統轄支店長(部長)・支店長(課長)・債権管理部長	※過去分とは別に先受け分の返金がある場合は、合算しての金額となります。 ※支店長代理支店の場合、起案者(支店長代理以外)→合議1「支店長代理」
上記以外で 過去分返金 1件につき 20万円以上	返金・仮受精算申請書(社長決裁用)	社長	本部長・支社長・統轄支店長(部長) ・支店長(課長)・債権管理部長、 財務部長(合議3)・経理部長(合議3)	※過去分とは別に先受け分の返金がある場合は、合算しての金額となります。 ※支店長代理支店の場合、起案者(支店長代理以外)→合議1「支店長代理」